

博士論文（要約）

論文題目 禁止と欲望—60-80年代開発独裁期韓国における
日本大衆文化の越境

氏 名 金 成 玟

本研究の目的は、「日本大衆文化禁止」を構成するさまざまな次元と要素、空間と主体を分析することで、「日本大衆文化禁止」の性格を浮き彫りにし、その「禁止」が数十年間作用することによって、いったい何が生み出されてきたのかを明らかにすることである。

とくに既存の諸研究に対して、本研究は、次のような問題意識をもつ。①「理論的観点」が不在であるまま「脱植民地化」といった「禁止」の意義だけが強調され、「禁止」の性格が疑いなく「法的なもの」として規定されることによって、禁止をめぐるメディア・都市空間での諸経験や、「国家」と「国民」「メディア」と「大衆」などをめぐる権力と主体の諸問題について十分に把握していない。②90年代以降のグローバル化におけるアジアのメディアの動向から、数十年間蓄積されてきた諸経験を「脱植民地化」の文脈だけで単純化することによって、各時代、とくに禁止がもっとも複雑かつ曖昧な時代で維持されていた60-80年代の「歴史的な文脈」が考慮されていない。③植民地時代といった日韓の歴史的な条件だけが強調されることによって、戦後・独立後の日韓の文化的関係はもちろん、アメリカとの冷戦的關係、韓国国内の政治的状況など、日韓をめぐるさまざまな次元と要素の作用が看過されている。④「脱植民地化」を強調しているにもかかわらず、「禁止」の正当性だけが主張されることによって、独立後の「禁止」の問題に作用した「ポストコロニアルな国家としてのジレンマ」について把握していない。

そして本研究がめざすのは、このような歴史的な作業をつうじて、メディア・大衆文化をめぐる「いまここ」の日韓に存在する葛藤や欲望、戦略のせめぎ合いについて考えるための新しい観点を与えることである。本研究は、独立後の韓国社会でもっとも抑圧的かつ暴力的な禁止体制が作用した「60-80年代の開発独裁期」に焦点をあて、「禁止を生み出した歴史的な諸条件」と「禁止が生み出した文化的産物」について批判的に考察した。

第1章では、禁止にかんする理論的考察を行ない、「禁止」の意味とその多様な位相、「越境」との関係を理論的に探り、排除と越境、禁止と欲望の重層性を捉えようとする本論文の分析枠組を提示した。禁止論においては、フレイザーからデュルケム、フロイト、レヴィ＝ストロースにいたるまでの禁止をめぐる先行研究をつうじて、禁止が共同体の問題としてもつ意味とその性格を決定づける諸要素について検討し、フーコーの研究をつうじて、「法的なもの」ではない「禁止」とはなにかについて検討する。そして「禁止」をポストコロニアルな観点から探究することの意義について、禁止の「違反」がもつさまざまな意味と違反を含む禁止のプロセスを、「検閲」と「否認」などの概念

をつうじて検討したうえで、「日本大衆文化禁止」の歴史的過程を分析するための枠組みを提示する。それは①法制度、②メディア、③言説装置の諸空間において、①国家、②メディア、③大衆といった諸主体がどのように①社会的動機の獲得、②検閲のプロセス、③違反への制裁を行うのかという流れとなる。

第2章では、本格的に「日本大衆文化禁止」にアプローチするために、日本大衆文化の位置を60-80年代に韓国を取り囲む文化地図のうえで検討した。それは、冷戦構造や脱植民地化、国民形成などの条件が交錯するなかで構築された日・米・朝との文化的関係とアメリカの圧倒的なヘゲモニーによって再編される冷戦的メディア空間のうえで、日本とのあいだに築かれはじめていった「文化的国境」を確認することであった。

第一に、「冷戦構造」は、日本を協力すべき友邦として規定し、「排除のメカニズム」の対象から除外した。「日韓条約」に「文化協定」が事実上不在であったことからわかるように、日韓の曖昧な文化的関係と「日本大衆文化禁止」は、植民地時代から冷戦体制への急速な移行とそのなかで構築された諸関係が生み出したものであった。第二に、「近代化」は、「脱植民地化」とともに独立後の韓国においてもっとも重要な課題であるがゆえに、日本との曖昧な文化的関係がより強固なものになった。アメリカを中心とする規格化として進められた韓国の近代化プロセスにおいて、日本からの技術的・物質的導入はきわめて重要な要素であった。

第3章では、独立直後から「植民地の残滓」を象徴する語であった「倭色」が、近代化のプロセスのなかでどのように定義・消費・利用されていったのかをつうじて、「日本大衆文化禁止」の遂行過程の変化について検討した。とくに60年代を転換点にし、その「倭色」をめぐる変化が、「日本大衆文化禁止」にどのような変化を与えたのかを明らかにした。

第一に、あるものを「倭色」として規定するのは、「日本大衆文化禁止」において、許容と禁止のあいだに境界線を確認することであった。それは「何が倭色なのか」という明確な基準を適用した結果ではなく、「何が倭色として認識されるのか」を言説的に構成していく過程であった。第二に、「倭色」の言説的な構成過程は、日本大衆文化に対する「検閲のメカニズム」を大きく変化させた。この曖昧かつ流動的な言葉が許容と禁止の境界になることによって、検閲の対象は日本の大衆文化全体ではなくなった。第三に、「倭色」の規定による許容と禁止の基準は、「日本大衆文化禁止」の水準ではなく、韓国国内の大衆文化に対する法的検閲と国民動員のメカニズムとして利用された。

第4章では、釜山における日本の放送の電波越境をめぐる制度と実践、言説のあり方を韓国のテレビ放送の形成過程とともに探ることで、日本大衆文化の越境が及ぼした影響とそれに対する「日本大衆文化禁止」の作動のプロセスについて検討した。

第一に、釜山における日本の放送の電波越境は、文化的浸透に対する危機感と商業放送の可能性に対する期待感を同時に与えながら、とくに技術やコンテンツの面で、韓国のテレビ放送に多大な影響を及ぼした。第二に、日本の放送の電波越境は、さまざまな方法をつうじて積極的に消費され、釜山の日常生活の一つとされていた。第三に、釜山における日本の放送の電波越境に対して、法制度や技術の双方において、韓国には対応できる装置や手段が整えられておらず、日本の放送の視聴を問題化する社会的言説のみが存在した。

第5章では、日本大衆文化に対する禁止と越境をめぐるさまざまな経験のなかで、もっとも象徴的な事例として語られてきた 70-80 年代日本のアニメの地上波放送について、文化政策とメディア関連法、そしてテレビ放送産業とメディア言説をつうじて検討し、そのなかで「日本大衆文化禁止」がどのように作動していたのかを探求した。

第一に、日本のアニメ放送は、アメリカなどの第三国を経由するか、韓国が日本のアニメ制作の下請け作業を担うことで、韓国社会にもたらされた。第二に、強力な民族文化政策をつうじて国民に対する統制と動員の文化政治を行っていた独裁政権は、当然、日本のアニメが韓国国内に流通していることを認識していた。第三に、ジャーナリズムや学会を中心とした言説空間では、日本のアニメのもつ暴力性あるいは退廃性と子どもへの悪影響が問題化されたが、こうした議論は、これまで隠蔽されてきたアニメの国籍（日本製のアニメであること）が明らかになってはじめて展開されたのだった。

第6章では、80年代ビデオの普及過程と国際著作権条約への加入過程をつうじて、「日本大衆文化禁止」の性格を法制度や技術的装置の側面から検討した。

第一に、ビデオという新しいメディアの普及は、国家と資本による積極的政策によって推進されたがソフトウェアの普及は日本やアメリカを複製したテープに依存していた。日本のアニメや映画を複製したテープの流通は、釜山のような境界的空間あるいは特定の階層だけが専有していた直接的な越境の経験を、あらゆる場所で可能にした。第二に、ビデオやウォークマンなどの複製メディアの登場は、80年代に浮上した新しい消費世代を中心に、海賊版のマーケットを拡大させ、既存のメディア産業の秩序を再編させた。第三に、万国著作権条約への加入によって、日本大衆文化に対する禁止と越境の問題は、日韓のローカルな関係ではなく、グローバルな秩序の下に置かれる問題となった。

結章では、各章の内容をまとめながら「日本大衆文化禁止」の性格を明らかにし、それが韓国の大衆文化の形成過程においてどのような意味をもつのかを考察し、次のような結論を出した。「禁止」の重要な役割の一つが「違反」に対する認識や感情を集団的に共有することならば、むしろ「否認」のメカニズムは、言説空間においては「禁止」

をより強固なものにした。日本の大衆文化が厳格に排除されずにつねに越境していることによって、日常化していた日本大衆文化の消費がいつでも禁止言説による問題化の対象となれたからだ。「倭色」による禁止は、「日本大衆文化禁止」の効果が日本大衆文化を排除することより、国民構築における政治的動員にあることを示している。「倭色」という曖昧な許容と禁止の境界線を基準に、内部では日本の大衆文化は活発に消費され、倭色と規定された韓国の大衆文化は外部に排除されるという、「転倒」ともいえる現象が起きたことはその象徴であった。日本の大衆文化が禁止されながらも同時に活発に消費されていたのは、「日本大衆文化禁止」の戦略が、日本の大衆文化を根本的に「排除」するのではなく、消費しているものを「否認」させることだったからである。そこには、法制度の不在や国家の黙認、言説空間をつうじた国民の動員がともに働いていた。